

## 「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金交付要綱

制定 令和3年5月24日付第202100050151号

鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込み等(以下「コロナ禍」という。)の影響を受けた県内に主たる事業所を有する者(以下、「県内事業者」という。)が行う県産農林水産物及びその加工品を対象とした外出自粛に伴い自宅で過ごす時間が長くなっている状態での消費の需要(以下、「巣ごもり需要」という。)等における需要喚起・消費回復を促すとともに、食のみやこ鳥取県の魅力発信につなげることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費のうち、消費税及び地方消費税を除いた経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として令和3年11月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 本補助金の増額を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する

日又は完了の日の属する年度の2月19日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(事業終了後の検査)

第8条 知事は、実績報告のあった交付事業者に職員を派遣し、対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を検査させることができる。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
<p>コロナ禍の影響を受けた県内事業者が行う、県産農林水産物及びその加工品を対象とした巣ごもり需要等における需要喚起・消費回復を促すことを目指す取組</p>	<p>県産農林水産物及びその加工品の販売を行う、県内に主たる事業所を有する事業者で、以下の条件をすべて満たす者（農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金の対象となる団体を除く。）</p> <p>1 県産農林水産物及びその加工品の需要喚起・消費回復を促す取組を行うこと。</p>	<p>・県産農林水産物及びその加工品の販売促進費（チラシ作成、広告出稿、DM発送料、ホームページ改修等）</p> <p>※作成したチラシ・広告・ホームページ等で「食のみやこ鳥取県」のPRを併せて行うことを条件とする。</p> <p>※国・県の他の補助金の対象になった経費を除く。</p>	<p>1/2</p>	<p>200 千円</p>
	<p>2 「食のみやこ鳥取県」推進サポーターであること。</p> <p>3 新型コロナ安心対策認証店、又は新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィスであること。</p> <p>4 本事業の対象となる県産品は県が推奨する商品でないことを承諾し、万が一補助対象商品に事故が生じた場合、責任は自ら負うこと。</p>	<p>・県民が県産農林水産物及びその加工品を県外へ発送する際の県内事業者が負担する送料</p> <p>※B to Cに限る。</p> <p>※国・県の他の補助金の対象になった経費を除く。</p> <p>※商品発送時には県が提供する県産農産物等のPR・キャンペーンチラシ等の同封を条件とする。</p>	<p>1/2</p> <p>ただし、配送1件当たり500円を上限とする。</p>	

\*補助対象経費のうち委託費については、県内業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。